魚病対策の迅速化に向けた取組み等について

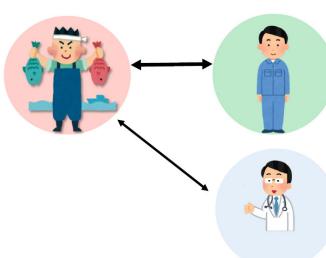
令和3年3月22日 農林水產省消費·安全局 畜水産安全管理課水産安全室

水産分野における診療体制(現行)

- 現在、養殖業者の多くは、都道府県の水産試験場等にいる魚類防疫員に、疾病予防 の指導や、水産用医薬品のうちワクチン及び抗菌剤の購入に必要となる使用指導書 の交付を依頼している。
- 一方で、適用外使用による治療が必要になった場合は、別途、獣医師に診療を依頼 する必要がある。

養殖業者

魚類防疫員



獣医師

診療、医薬品の使用等に当たっての 関連法律・通知

- 〇持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)
- 〇水産用ワクチンの取扱いについて(12水推第 533号平成12年4月19日付け畜産局長・水産庁長 官通知)
- 〇水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用 抗菌剤の取扱いについて(28消安第5781号平成 29年4月3日付け消費・安全局長通知)
- ○獣医師法(昭和24年法律第186号)
- ○獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法 の運用について(平成4年9月1日付け4畜A 第2259号畜産局長通知)
- 〇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145 号)
- 〇要指示医薬品の投与及び処方に当たっての注 意事項について(平成19年12月19日付け19消安 10237号消費・安全局畜水産安全管理課長通 知)

魚類防疫員の役割

- ①疾病の発生予防について指導
- ②ワクチン及び抗菌剤の使 用指導書交付

獣医師の役割

- ①疾病の発生予防について 指導
- ②水産用抗菌剤の使用指 導書交付
- ③水産用医薬品の適用外 使用

魚病対策の迅速化について

- 農林水産省は、魚病対策促進協議会での御議論を踏まえ、魚病対策の迅速化のため、ワクチン接種、衛生管理、低密度飼育等の複数の措置を組み合わせた予防対策を推進する方向。
- また、獣医師リストの都道府県への共有、魚類防疫員、獣医師間での情報共有体制の整備を推進。更なる迅速化のため、遠隔診療の積極的活用を促進。
- 魚病に詳しい獣医師を拡充するとともに、養殖業者のニーズに応じて水産用医薬品の使用基準の見直しを実施。

魚病対策在り方

• ワクチン、衛生管理、低密度飼育等の複数の措置を組み合わせた対策を推進



診療依頼(適用外使用等) コンサルティング業務

診療依頼• 相談

連携

獣医師



使用基準見直し

• 養殖業者のニーズに応じ 使用基準を見直し、必要 な医薬品の早期の上市 を後押し

迅速診断体制

- 魚類防疫員、獣医師間で魚病対策に必要な情報共有を行う体制を整備し、チームでの魚病対策を促進
- 適用外使用に係る情報共有を要請し、 適正な魚病対策を担保
- 漁場改善計画等により、体制の整備を 担保
- 更なる迅速化のため、遠隔診療の活用 を推進

魚類防疫員



獣医師の拡充

- 2030年までに魚病に 詳しい獣医師を100名 確保が目標
- 研修等により質的にも 向上

リスト獣医師制度

獣医師による診療、相談等の サービス提供のため、リストを 一層活用

遠隔診療の積極的な活用について

- ・魚病対策の更なる迅速化を図るためには、水産分野における遠隔診療の取扱いを明確化し、その積極的な活用を促す必要。
- 検討会・協議会でのこれまでの御議論により、遠隔診療の実施に当たっての留意事項について整理がなされたところ。
- ・これらを踏まえ、迅速かつ適正な遠隔診療の積極的な活用を促す「魚病の予防・まん延防 止における遠隔診療の積極的な活用について」(局長通知)を発出する予定。

遠隔診療の積極的な活用について(局長通知)

1. 目的

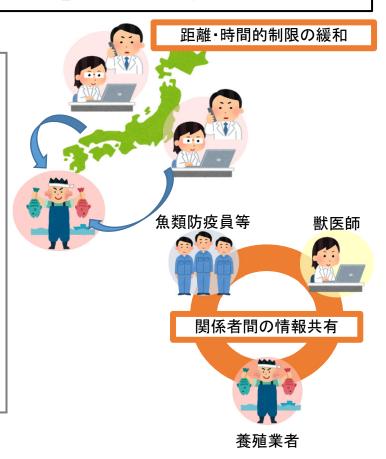
魚病対策の迅速化や養殖業の成長産業化に資するため、情報通信 技術を活用した遠隔診療などの魚病対策を促進

2. 対象

魚類防疫員、魚類防疫協力員、 獣医師

3. 内容

- 現在でも遠隔診療が実施可能な魚類防疫員、魚類防疫協力員及び獣医師について、初診から遠隔診療が可能であることを明示の上、遠隔診療の積極的な活用を促す
- オンラインによる予防指導など、魚病対策全般における情報通信 技術の活用を推奨
- 過剰投与防止の観点から、関係者間で、使用、処方、使用指導した医薬品の情報等必要な情報を共有



魚病対策の迅速化に向けた取組等について

- 協議会でのこれまでの御議論により、魚類防疫員、獣医師等の間での情報共有体制、日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」体制、魚病に詳しい獣医師の拡充等について整理されたところ。
- これを踏まえ、「魚病対策の的確な実施に向けた取組等について」(局長通知)を発出する予定。

魚病対策の的確な実施に向けた取組等について(局長通知)

1. 目的

養殖業の成長産業化のため、情報共有体制の構築等により、迅速かつ的確な魚病対策を実施 2. 内容

- (1)情報共有体制の構築
- ・チームでの魚病対策を促進する観点から、養殖業者、魚類防疫員、魚類防疫協力員、獣医師等の関係者間における情報共有のための体制(情報共有体制)の構築を促進
- ・過剰投薬防止の観点から、獣医師が交付した「出荷制限期間指示書」の写しを都道府県に共有(2)かかりつけ獣医師体制の整備
- ・養殖業者が日常的に相談できるよう、「かかりつけ獣医師」を設定し、連絡先を入手すべき旨を周知 (3)関係者のスキルアップ等
- ・魚類防疫員、魚類防疫協力員、獣医師等の関係者の研修会への参画を促し、関係者をスキルアップ
- ・魚類防疫員及び魚類防疫協力員の適切な人数確保、配置等の推進